

## 畜産経営体質強化支援資金債務保証の概要

### 1 保証対象資金

畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業実施要綱（平成28年1月20日付け27生畜第1574号農林水産事務次官依命通知。以下「事業実施要綱」という。）第4の3に掲げる事業より支援を受けて融通される畜産経営体質強化支援資金  
（意欲ある畜産農家の経営改善を支援するため、既往負債の償還負担を軽減する長期・低利（当初5年間は無利子）の一括借換資金）

### 2 保証限度額

事業実施要綱の定めるところによる限度額を保証金額の限度とする。

### 3 保証の期間

- （1）酪農及び肉用牛 25年以内（うち据置期間5年以内）
- （2）養豚 15年以内（うち据置期間5年以内）

### 4 保証の範囲

100分の100

### 5 保証料率、徴収方法

徴収方法	保証料率1 (有担保)	保証料率2 (無担保)
一括・分割	年0.43%	年0.65%
	優良経営 年0.35%	優良経営 年0.57%

\* 有担保（融資対象物件を除く。）又は第三者保証人を徴したときは、保証料率1（有担保）を適用する。

無担保又は融資対象物件を徴したときは、保証料率2（無担保）を適用する。

\* 優良経営先は、下段に記載した保証料率を適用する。

### 6 保証人及び担保

必要により担保及び保証人を徴求する。

### 7 参考

貸付利率は事業実施要綱による。

平成28年11月30日現在：年0.10%（貸付当初5年間は無利子）

農林水産省HP 畜産経営体質強化支援資金

検索